佐賀市市税等納税通知書用封筒広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、佐賀市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第８条の規定により、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び個人の市民税・県民税並びに国民健康保険税の納税通知書用封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の取扱いについて、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告の枠等）

第２条　広告を掲載する封筒の種類、掲載寸法、募集枠数、作成枚数は、次表のとおりとする。

種　類	掲載寸法	掲載場所・掲載枠	作成枚数
固定資産税・都市計画税用封筒	縦　６ｃｍ 横　７ｃｍ	封筒裏面 掲載枠　各１枠	毎年度、募集要項により定める。
軽自動車税用封筒			
個人の市県民税用封筒			
国民健康保険税			

２　広告の色は、単色とする。

３　広告欄下には下記文章を佐賀市が記載する。

「広告内容に関する質問等は広告主に直接お問い合わせください。（広告主と佐賀市税務業務との直接関係はありません。）」

（掲載の範囲）

第３条　次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

(1)　要綱第３条第１項各号に適合しないもの

(2)　佐賀市広告掲載基準の３に掲げるもの

(3)　その他封筒に掲載する広告の内容として適当でないと市長が判断するもの

（掲載に係る最低申込価格）

第４条　最低申込価格（消費税及び地方消費税を含む。）は、封筒の種類ごとに定めることとし、作成枚数１枚につき１円とする。（なお、封筒の作成枚数は、納税通知書用封筒広告募集要項を参照）

（広告の掲載期間）

第５条　広告を掲載する期間は、当該広告の募集を行った翌年度とし、期間中は原則として掲載中の広告の取り下げはできないものとする。ただし、市長が特に認

めた場合はこの限りでない。

（広告掲載の募集方法）

第６条　広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）の募集は、佐賀市ホームページ、市報等を利用して行う。

２　申込者がいない場合においては、個別に広告掲載の案内をし、又は適切な方法により選定した広告取扱者に広告の斡旋をさせることができるものとする。

（掲載の申込み）

第７条　申込者は、佐賀市市税納税通知書用封筒広告掲載申込書（様式第１号）に必要事項を記入の上、提出するものとする。

２　広告のデザイン作成等広告の作成に要する費用は、申込者の負担とする。

（広告掲載の決定）

第８条　市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、速やかに審査し、封筒の種類ごとに、最低価格以上の金額で、最も高い申込価格により申込みをしたものを広告主として決定するものとする。

２　市長は、前項の場合において、申込価格が最も高い申込者が複数あるときは、次の順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

(1)　私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するもの

(2)　私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないもの

(3)　前各号に掲げるもの以外のもの

３　前項の規定によっても広告主を決定することができない場合は、抽選によりこれを決定するものとする。

４　市長は、前項の規定により、広告の掲載又は不掲載を決定したときは、佐賀市市税納税通知書用封筒広告掲載決定通知書（様式第２号）又は佐賀市市税納税通知書用封筒広告不掲載決定通知書（様式第３号）を、それぞれ申込者に送付するものとする。

（広告内容の承認等）

第９条　広告主は、市長が指定する期日までに、広告主の責任及び負担において完全版下原稿（以下「原稿」という。）を作成の上、提出して承認を受けるものとする。

２　市長は、提出された原稿について、封筒に掲載することが適当でないと認められるときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載料の納付）
第１０条　前条の規定により承認を受けた広告主は、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法で申込価格と同額の広告掲載料を前納しなければならない。

（広告掲載の取消し等）
第１１条　市長は、指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。
２　市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

（広告主の責務）
第１２条　広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。
２　広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正の行為を行ってはならない。
３　広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。
４　広告主の責めに帰すべき理由により広告掲載が適当でなくなった場合、広告主は当該広告主の広告を掲載している封筒の発注価額を限度に賠償の責めを負うものとする。
５　広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

（広告掲載料の返還）
第１３条　納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかった場合は、その全部又は一部を返還することができる。
２　前項のただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

附 則
この要領は、平成２３年９月９日から実施する。
附 則
この要領は、平成２４年３月３０日から実施する。
附 則
この要領は、平成２４年９月１日から実施する。
附 則
この要領は、平成２６年９月２６日から実施する。
附則

この要領は、平成２７年９月２４日から実施する。